

## 1. はじめに

本町は、平成9年度に発生した豊能郡美化センターのダイオキシン問題以降、ごみ減量化に積極的に取り組み始め、風評被害などの払拭に向け対策を講じてきました。その一つとして平成10年に「ダイオキシンを少なくし、能勢の美しい自然を守るための条例」を制定し、ダイオキシン類の発生抑制に努めるとともに、廃棄物（ごみ）減量計画の策定を義務付けました。

これに基づき、平成13年3月に短期目標年度を平成16年度とした「能勢町廃棄物（ごみ）減量計画」（以下、減量計画という）を策定し、家庭系ごみ（再生資源ごみ除く減量対象ごみ量）を短期目標として平成11年度比31%減量、最終目標を50%減量と決めました。

この目標の達成に向け、平成11年11月から実施していた生ごみ堆肥化機器購入補助事業に加え、平成15年10月からは、生ごみ類の一部有料化の実施、また、平成16年4月からは粗大ごみ・不燃ごみについて全量有料化を実施しました。この結果、目標年度である平成16年度には、短期目標である31%減量を達成し、37.6%減量という成果をあげました。

しかしながら、その後は平成19年度の46.7%減量をピークに減量率が伸び悩み、平成22年度では44.5%の減量率に留まっています。

また、平成21年度から国崎クリーンセンターが稼動し、施設規模が拡大・充実したことなどにより、減量計画策定当時その他プラスチックの一部を「再生資源ごみ」として設定していましたが、分類が「可燃ごみ」へと変更になりました。この結果、平成11年度実績との比較に正確さを欠くことや、紙や古布などの再生資源ごみへの移行も芳しくないことから、比較対象を「家庭系ごみ全体量」に見直す必要が出てきました。

以上の変化を踏まえ、最終目標である50%減量に向けて更なる減量化の推進と意識向上を目指し、目標年度を平成30年度とする「第2次能勢町廃棄物（ごみ）減量計画」（以下、第2次減量計画という）を策定します。